

令和4年度奄美市プレミアム商品券発行事業規約

(目的)

第1条 この規約は、奄美市プレミアム商品券発行事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う商品券発行事業について必要な手続き、方法、その他の事項を定めることにより、円滑かつ適正な運営を図ることを目的とし、奄美市内だけで利用可能なプレミアム商品券を発行する。

(実行委員会及び事務局)

第2条 実行委員会は、奄美大島商工会議所、あまみ商工会、奄美市通り会連合会、奄美市社交飲食業組合及び奄美市により構成される。

- 2 会長に奄美市通り会連合会会長を充てる。
- 3 事務局を奄美市商工観光情報部商工政策課内に置くものとする。

(発行者及び販売窓口)

第3条 商品券の発行者は、実行委員会とする。

- 2 商品券の販売窓口は、奄美市各支所、及び販売取次施設とする。

(商品券の種類及び販売)

第4条 商品券は、額面500円の1セット（10枚綴り／5千円）を3千円で販売する。

- 2 販売上限を一人5セットとし、本人限りの販売とする。

(商品券の利用制限)

第5条 商品券の利用制限について、次のような場合には利用できない。

- (1) 商品券を現金化すること及びこれに類する行為
- (2) 第三者への売却
- (3) 加盟店における自社商品、自店舗商品の購買
- (4) 換金性の高いもの（印紙、切手、はがき、宝くじ、プリペイドカード、ギフト券等）の購入
- (5) タバコの購入
- (6) 電子マネーへのチャージ
- (7) 商品等の仕入目的による購入及び利用
- (8) 公序良俗に反する行為
- (9) 商品券を担保に供し、質入れすること
- (10) 出資及び債務の弁済を内容とする取引
- (11) 国や地方公共団体、公共料金等の支払い
- (12) 金融機関が提供する投資信託、株式、保険などの金融商品及び現金との換金、金融機関への預入れ
- (13) 加盟店以外での使用や、すでに使用されたものの使い回し
- (14) 偽造等により自ら作成した商品券を使用すること

(15) その他商品券発行事業の目的に反する行為等、実行委員会が不相当と認めるもの

(商品券の管理及び帳簿類)

第6条 商品券は奄美市が管理する。

- 2 商品券及び本事業に必要な帳簿は、奄美市が保管する。
- 3 商品券の受け渡しや管理には、前項の帳簿を使用する。

(使用者の責務)

第7条 使用者が購入した商品券を、返品、現金又は他の商品券との交換、販売及び担保に供することは、できないものとする。

- 2 使用者が商品券で購入した商品等については、現金による返金はできないものとする。
- 3 使用者が購入した商品券の盗難、紛失、滅失は、使用者の責務とする。ただし、災害等の不可抗力による場合は、この限りではない。

(返還請求等)

第8条 使用者が不正等を目的として、第5条各号の行為を行った場合は、プレミアム相当額の返還請求、又は損害金の請求を行うことがある。

(加盟店の資格及び義務)

第9条 加盟店の資格は、奄美市内に本店及び本社を置く事業所とする。

- 2 使用期間中に、消費者が商品券で物品を購入またはサービスの提供を受けようとする場合、商品券の提示を受けた加盟店は、商品券の額面金額に応じて現金同様の取り扱いをしなければならない。ただし、つり銭は支払わない。
- 3 使用された商品券については、速やかに裏面に座版等を用いて事業所名を記入するものとする。すでに事業所名の記入がある場合は、受け取りを拒否する。
- 4 使用された商品券については、指定金融機関に持ち込むまでの間、加盟店舗の責任において保管しなければならない。
- 5 購入した商品券での直接換金、商品仕入れ等には使用しないこと。
- 6 自ら商品券を購入し、自店舗で使用されたかのように偽り換金する行為等の不正行為は堅く禁ずる。
- 7 受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等の損失は加盟店の責務とする。
- 8 実行委員会が行う調査へ協力すること。
- 9 その他、本事業の目的に反するような行為はできない。

(加盟店資格の喪失等)

第10条 本規約に違反する行為が認められた場合は、換金の拒否、加盟店登録の取り消し、損害金の請求等を行うことがある。

(未販売商品券の管理)

第 11 条 未販売商品券の管理は、奄美市及び販売取次施設が善良なる管理義務をもって保管するものとする。

(保管中の商品券の責任)

第 12 条 保管中の商品券が紛失、盗難、その他の事故にあった場合は、保管場所である奄美市または販売取次施設が責任を負うものとする。

2 実行委員会は、不測の事態に対処するため万全の処理を講じるものとする。

(運営)

第 13 条 商品券事業の実施並びに事業内容の協議、問題発生時対応については、実行委員会で行うこととする。

(その他)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、商品券発行事業の実施に伴い必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

この規約は、令和 4 年 8 月 17 日から施行する。